

第18回愛知県国家戦略特別区域会議 愛知県提出資料

2023（令和5）年6月19日



事業の概要

- 産業の国際競争力の強化や、国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、条例で、工場立地法で定められた準則に代えて適用すべき準則を定める。

事業の主体



実施目的

余剰地が少ない既存工場の**生産施設の建替え及び新增設を促進**し既存工場の定着を図るとともに、**付加価値の高い工場の誘致を促進**する。

事業実施区域

北名古屋市
都市計画マスタープランの土地利用方針において「産業系市街地」として位置づけられた地域

生活環境との調和に関する事項

- 事業者は、「北名古屋市宅地開発行為等に関する指導要綱」に基づき、特定工場等の立地の際に生活環境との調和に配慮する。
- 北名古屋市は、「北名古屋市緑の基本計画」に基づき、民有地（工場・住宅地を含む）における緑化を推進するため、北名古屋市都市緑化推進事業費補助金を交付し、生活環境との一層の調和を図る。

準則の内容

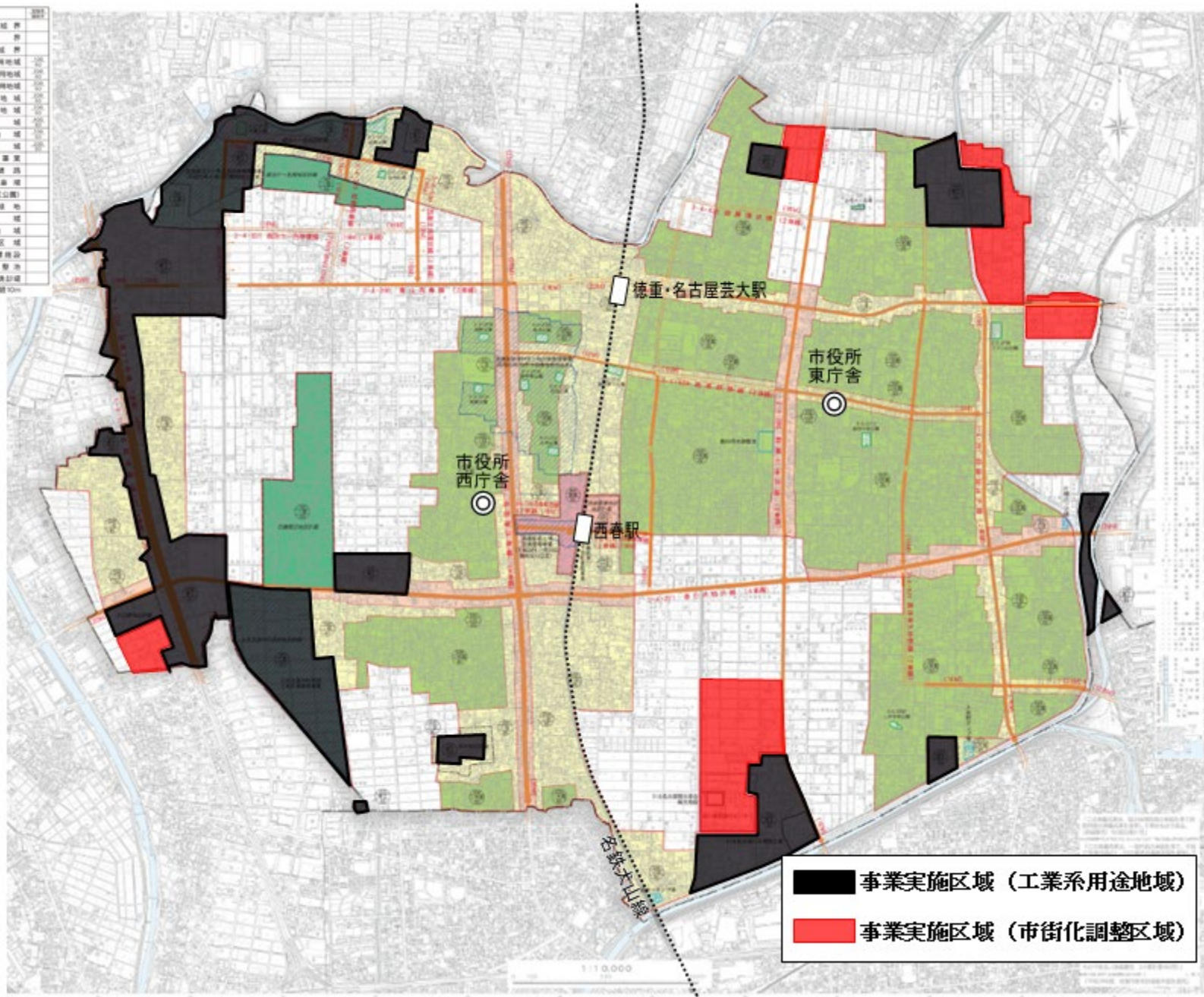
緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合	重複緑地の緑地への算入割合
5%以上	5%以上	50%以下

活用による効果

特例を活用することにより、**工場新增設等の投資を促進し、産業の国際競争力の強化及び地域経済の活性化**につなげる

凡 例	
(---)	都市計画区域境界
(---)	市界
(---)	市街化区域境界
(■)	第一種住居地域
(■)	第一種中高層住居専用地域
(■)	第二種中高層住居専用地域
(■)	第一種住居地域
(■)	第二種住居地域
(■)	商業地域
(■)	準工業地域
(■)	工業地域
(■)	土地区画整理事業
(---)	都市計画道路
(---)	都市計画街路
(■)	都市計画公園(区公園)
(■)	都市計画緑地
(■)	防火地域
(■)	準防火地域
(■)	地区計画区域
(■)	流域下水道処理施設
(■)	ポンプ場・調整池
(■)	汚物処理場・ゴミ焼却場

第一種住居地域専用地域：高さ制限10m



事業実施区域 (工業系用途地域)
 事業実施区域 (市街化調整区域)